

○動物実験検証委員会の設置について

(平成23年9月20日通達第46号)

改正 平成25年3月28日通達第26号 平成26年12月25日通達第101号

(設置)

第1条 国立研究開発法人理化学研究所（以下「研究所」という。）に、動物実験実施規程（平成15年規程第129号）第21条に規定する検証の実施のため必要があるときは、動物実験検証委員会（以下「検証委員会」という。）を置くことができる。

(職務)

第2条 検証委員会は、理事長の求めに応じ、研究所における動物実験に関する自己点検・評価の結果について、客観的かつ公正に検証を実施する。

(構成)

第3条 検証委員会は、委員5名以内をもって構成する。

(委員長)

第4条 検証委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選とする。

2 委員長は、検証委員会を代表し、その会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(委員)

第5条 検証委員は、研究所外の者から理事長が委嘱する。

(会議)

第6条 検証委員会は、理事長が招集する。

2 検証委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員の謝金及び旅費)

第7条 検証委員会に出席する委員に対し、謝金及び必要な旅費を支給することができる。

2 委員に対する謝金及び旅費の支給に関しては、委員会委員等への謝金等の支給基準（平成15年細則第69号）の定めるところによる。

(事務)

第8条 検証委員会の事務は、本部安全管理室が行う。

(雑則)

第9条 この通達に定めるもののほか、検証委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検証委員会に諮って定める。

附 則

この通達は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日通達第26号）

この通達は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月25日通達第101号）

この通達は、平成27年4月1日から施行する。